

## 具体的な利用場面に関する検討の視点（案）

- 本研究会において、医療等分野における番号制度の具体的な利用場面の検討に当たり、以下に掲げるような視点で議論してはどうか。

## 1. 番号・符号のあり方

（考え方）

- ・ 各利用場面について、どのような利用形態（本人確認・情報突合・情報連携等）に該当するか。
- ・ 各利用形態について、目に見える番号や目に見えない電子的符号等、どのようなものを用いるか。
- ・ 番号・符号を生成する者や管理する者をどうするか。
- ・ 初期突合をどうするか。
- ・ 番号・符号を有効に活用できるよう、どのような情報連携基盤を構築するか。

## 2. メリット

（考え方）

- ・ 氏名・住所等のゆらぎのある情報と異なり、人生を通じて個人を特定できるという番号・符号の性質を、どう活用するか。
- ・ 番号・符号によって可能となる情報の突合を、どう活用するか。
- ・ 番号・符号のメリットを発揮するために、どのような情報連携基盤が必要か。
- ・ 各主体がどのようなメリットを享受できるか。

## 3. コスト

（考え方）

- ・ マイナンバー制度により構築されるインフラ（個人番号カード、情報提供ネットワークシステム等）等の既存のインフラをどれだけ活用できるか。
- ・ 導入時のコストやランニングコストはどの程度になるか。
- ・ 各主体にどのようなコストが発生するか。

## 4. 法規制

（考え方）

- ・ 番号・符号付きの医療等分野の個人情報はどう取り扱うか。  
Cf. マイナンバー法による規制との関係、個人情報保護法による規制（IT 総合戦略本部で議論されている新たな法制を含む）との関係
- ・ 番号・符号付きの医療等分野の個人情報を閲覧できる者をどのように設定するか。
- ・ 番号・符号付きの医療等分野の個人情報の漏えいを防止するために、どのようなシステム上の技術的措置を講ずるか。

(参考)個人情報保護法による措置とマイナンバー制度による措置の比較

	個人情報保護法による措置	マイナンバー制度による措置
保護対象	<p>「個人情報」(個人を特定できる情報)            ※ 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p>	<p>「個人番号」、「特定個人情報(個人番号※をその内容に含む個人情報)」            ※ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。</p>
保護措置	<p>(利用・提供に関する制限)            ・個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たり、利用目的をできるだけ特定しなければならない。また、個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければならない            ・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えての個人情報の取り扱うことを禁止。また、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人データを提供することを禁止</p> <p>(安全管理措置)            ・個人情報取扱事業者は、利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない            ・個人データ(個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを、構成する個人情報)の漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない            ・安全に個人データを管理するため、従業員に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、個人データの取扱いについて委託する場合には、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない</p> <p>(監視・監督等)            ・不適正な個人情報の取扱い(漏えい等)があった場合、主務大臣が権限行使(報告の徴収・助言、勧告、命令)</p> <p>(罰則)            ・主務大臣の命令に違反した者は、6月以下の懲役or30万円以下の罰金</p>	<p>(利用・提供に関する制限)            ・個人番号の利用範囲をマイナンバー法に限定列挙し目的外利用を禁止            ・特定個人情報の提供は、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携等のマイナンバー法に規定する場合を除き、禁止            ・成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止            ・情報連携に必要な場合等のマイナンバー法に規定する場合を除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイル※の作成を禁止            ※ 特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>(安全管理措置)            ・システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施            ・個人情報は一元管理するのではなく、従来どおり各行政機関等が分散管理            ・個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芽づる式の漏えいを防止            ・アクセス制御により、マイナンバー法が規定しない情報連携を防止            ・個人情報及び通信の暗号化を実施            ・情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保</p> <p>(監視・監督等)            ・特定個人情報保護委員会による監視・監督(助言・指導・勧告・命令等)            ・特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求</p> <p>(罰則)            ・罰則の強化            例)・個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供した場合には、4年以下の懲役or200万以下の罰金or併科            ・特定個人情報保護委員会の命令に違反した者は、2年以下の懲役or50万円以下の罰金 など</p>